

2 障第 3073 号  
令和 3 年 3 月 26 日

就労系事業者 各位

岡崎市長 中根 康浩

就労継続支援 B 型事業所における適正な事業運営について（通知）

日頃は本市の障がい福祉行政に御理解御協力いただきありがとうございます。  
さて、令和 2 年度に実施された工賃実績の報告において、就労継続支援 B 型の基準省令 205 条を違反する事業所が散見されました。

具体的には、工賃の支払は「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。」とされているにも関わらず、就労支援事業収支額以上を工賃として支払っていたケースがありました。就労継続支援 B 型における工賃支払額は、基本報酬区分を決定する基準となっており、これが適切に支払われていないことは、障害福祉サービス費を不正に受給してしまう可能性があることから重大な違反と考えています。

つきましては、基準の趣旨に基づき、適正に運営してください。また、基準に反する運営を行っている事業者については、適正な運営に改めてください。

なお、令和 3 年度の以降において上記のような違反が露見した場合には、状況に応じ、過誤請求などの対応をするなど厳しい対応をとることもあり得ますので十分注意してください。

・基準省令 205 条

基準該当就労継続支援 B 型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

・「就労支援事業収支額」とは、就労支援事業収入額から就労支援事業支出額を引いた値。

就労支援事業収入額・・・就労支援事業で得た売上上の総額（例えばクッキー販売を行っている場合、クッキーの売上総額を計上。又は施設外就労がある場合はその施設外就労で得た収入）を計上する。事業所が得た障害福祉サービス費や介護報酬等については対象外。

就労支援事業支出額・・・就労支援事業として使った経費（例えばクッキー販売の場合は原材料費や外注部分があれば外注費、パート等の人件費等。）が対象。介護報酬で支払わ

れる人件費（施設職員の給料等）や就労支援事業以外の経費（施設職員用の事務用品代等）は対象外。（利用者に支払った工賃についても対象外。）

担当 岡崎市福祉部障がい福祉課施策係  
TEL:0564-23-6165/FAX:0564-25-7650  
Mail:shogai@city.okazaki.lg.jp